

卓越大学院プログラムの公募に当たって

「卓越大学院プログラム」事業(以下、「本事業」という。)は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材(高度な「知のプロフェッショナル」)を育成することを目的として、本年度より開始された事業である。

初年度となる本年度は、昨年6月に54件の申請を受け、卓越大学院プログラム委員会(以下、「本委員会」という。)において約3か月間の審査を行い、9月末に文部科学省にその結果を報告した。大学・研究機関・産業界等から委員の参画を得て、審査・評価部会における書面と面接の2段階の審査の上で、本委員会において採択候補プログラムを決定し、厳正かつ公正な審査を行ったところである。

審査に際しては、「国際的な卓越性を有する研究分野」等の4つの領域や、「卓越性」を始めとする4つの観点など、説明を求める内容を公募要領等において事前に提示したところである。

しかし、採択に至らなかった申請の中には、これらの趣旨を十分に踏まえておらず、特に、本事業の目的である大学院全体のシステム改革の観点から、十分な説明がなされていない申請があった。

本事業は、それぞれのセクターを牽引する国際的な観点から見て卓越した博士人材の養成像を明確にした上で、各大学院の強み・特色を生かした独自の構想により、その人材を育成する観点から必要な内容が盛り込まれた国際的に通用する大学院教育プログラムを構築するのみならず、申請大学として大学院教育全体の抜本的なシステム改革を行うことを目的とするものである。

しかし、平成30年度の申請においては、これまでの各大学における取組の延長にとどまっているものや、本事業を大学院全体の改革に波及させるという観点からの説明が十分ではないもの等が散見されたところである。

また、専門分野の枠を超え、俯瞰力と独創力を備えグローバルに活躍するリーダーを育成するための学位プログラム構築を目的とする事業である「博士課程教育リーディングプログラム」と、本事業との趣旨の違いを十分に踏まえていない申請が見受けられた。

このような申請は、本事業の趣旨を踏まえた計画とは言えず、例えば、学術活動が国際的に卓越性を有する水準にあることが認められた場合であっても、採択を可とすると評価することは困難であった。

平成31年度の申請に際しては、事業主体である文部科学省において本事業の趣旨を改めて周知するとともに、他事業との違いや審査の観点等が各大学に十分共有されるよう努められたい。また、申請を予定する各大学においては、本事業の趣旨を十分に踏まえた上で計画を策定し、大学として大学院全体のシステム改革を目指すことが明確となるような申請に努められたい。

本事業の趣旨・目的を体現する計画が採択され、履行されていく中で、その取組と成果が我が国全体の大学院改革として波及することを強く期待するものである。

平成31年2月8日

卓越大学院プログラム委員会
委員長 濱口 道成